

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【公表番号】特表2009-533646(P2009-533646A)

【公表日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-037

【出願番号】特願2009-505379(P2009-505379)

【国際特許分類】

F 41 H 5/013 (2006.01)

B 60 R 16/02 (2006.01)

【F I】

F 41 H 5/013
B 60 R 16/02 6 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両用のモジュール・アセンブリであって、

プレート構造を有したプラスチックプレートであって、前記プレート構造は、ある車両の車体の外部マージンの一部に適合するよう形成され、車体の外部マージン上に存在するある取り付け装置に動作可能に接続することにより該車体に半永久的に取り付けられるものと、

前記プレート構造に接続可能な少なくとも1個の標準化された追加装置モジュールとを備え、

前記プレート構造は標準化された追加装置モジュールを支持的に取り付けるための少なくとも1個の取り付けブラケットを有し、前記少なくとも1個の取り付けブラケットは、複数のボア(孔)であって、前記追加装置の取り付けピンを受け入れて、該追加装置を設置するためのもので、前記ピンは該追加装置を簡単に取り外せ、前記プレート構造は、前記車体に向けられた砲撃の影響からその車体を保護するように作用する構造的特徴を持つことを特徴とする。

【請求項2】

プラスチックプレートと車体外部マージンとの間に規定された空間を持って車体に取り付けられることを特徴とする請求項1記載のモジュール・アセンブリ。

【請求項3】

プラスチックプレートと車体外部マージンとの間に配設され、その間に空間を限定するスペーサを持って車体に取り付けられることを特徴とする請求項1記載のモジュール・アセンブリ。

【請求項4】

スペーサは、それぞれの取り付け装置の周に配設されるワッシャであることを特徴とする請求項3記載のモジュール・アセンブリ。

【請求項5】

追加装置モジュールは、上部と下部とを有し、上部取り付けブラケットと下部取り付けブラケットとが前記追加装置モジュールの上部と下部の両方を支持することを特徴とする

ことを請求項 4 記載のモジュール・アセンブリ。

【請求項 6】

取り付けブラケットは、追加装置モジュールに電気接続を提供することを特徴とする請求項 5 記載のモジュール・アセンブリ。

【請求項 7】

取り付けブラケットは、前記取り付けブラケットに支持される 2 個の追加装置モジュールのそれぞれの間に電気接続を提供することを特徴とする請求項 5 記載のモジュール・アセンブリ。

【請求項 8】

追加装置モジュールは装甲モジュールであることを特徴とする請求項 1 記載のモジュール・アセンブリ。

【請求項 9】

追加装置モジュールは反応装甲モジュールであることを特徴とする請求項 8 記載のモジュール・アセンブリ。

【請求項 10】

追加装置モジュールはパッシブ装甲モジュールであることを特徴とする請求項 8 記載のモジュール・アセンブリ。

【請求項 11】

追加装置モジュールは電磁気的装甲モジュールであることを特徴とする請求項 1 記載のモジュール・アセンブリ。